

# ○独立行政法人国際観光振興機構在外職員給与規程

(平成15年10月1日規程第9号)

**改正** 平成15年11月27日規程第32号  
平成15年12月26日規程第33号  
平成16年3月31日規程第45号  
平成16年6月14日規程第2号  
平成16年12月2日規程第5号  
平成17年3月31日規程第13号  
平成18年1月17日規程第2号  
平成18年1月27日規程第5号  
平成18年3月31日規程第15号  
平成18年4月6日規程第24号  
平成18年8月31日規程第32号  
平成19年3月30日規程第13号  
平成19年4月9日規程第15号  
平成19年6月22日規程第18号  
平成20年3月26日規程第3号  
平成20年4月14日規程第32号  
平成20年6月9日規程第34号  
平成20年8月27日規程第36号  
平成20年11月17日規程第38号  
平成21年1月14日規程第1号  
平成21年4月22日規程第14号  
平成21年8月19日規程第17号  
平成21年11月9日規程第18号  
平成21年12月22日規程第33号  
平成21年12月28日規程第39号  
平成22年3月31日規程第4号  
平成22年7月30日規程第7号  
平成22年10月29日規程第13号  
平成23年3月31日規程第5号  
平成23年11月22日規程第8号  
平成23年11月29日規程第10号  
平成23年11月29日規程第11号  
平成23年12月27日規程第12号  
平成24年4月9日規程第27号  
平成24年7月31日規程第33号  
平成24年10月12日規程第34号  
平成25年4月1日規程第8号  
平成25年6月28日規程第12号  
平成25年9月2日規程第13号  
平成25年11月21日規程第18号  
平成26年3月7日規程第1号  
平成26年4月1日規程第6号  
平成26年6月5日規程第8号  
平成26年9月30日規程第14号  
平成27年3月3日規程第1号  
平成27年3月31日規程第34号  
平成27年4月22日規程第40号  
平成28年3月3日規程第5号  
平成28年5月16日規程第20号  
平成28年8月25日規程第24号  
平成28年10月28日規程第25号

平成 28 年 11 月 25 日	規程第 29 号
平成 28 年 11 月 29 日	規程第 30 号
平成 29 年 1 月 27 日	規程第 2 号
平成 29 年 3 月 13 日	規程第 7 号
平成 29 年 4 月 18 日	規程第 18 号
平成 29 年 8 月 9 日	規程第 23 号
平成 29 年 11 月 27 日	規程第 32 号
平成 30 年 4 月 9 日	規程第 11 号
平成 30 年 8 月 22 日	規程第 48 号
平成 30 年 11 月 22 日	規程第 54 号
平成 31 年 3 月 29 日	規程第 7 号
平成 31 年 4 月 16 日	規程第 13 号
令和元年 8 月 21 日	規程第 20 号
令和元年 11 月 12 日	規程第 24 号
令和 2 年 4 月 22 日	規程第 12 号
令和 2 年 10 月 1 日	規程第 20 号
令和 2 年 12 月 7 日	規程第 21 号
令和 3 年 3 月 31 日	規程第 1 号
令和 3 年 5 月 11 日	規程第 7 号
令和 4 年 2 月 8 日	規程第 2 号
令和 4 年 6 月 24 日	規程第 16 号

(目的)

**第 1 条** この規程は、独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）の海外に勤務する職員（以下「在外職員」という。）の給与及び月俸に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

**第 2 条** 在外職員の給与の種類は、次のとおりとする。

- (1) 本俸
- (2) 扶養手当
- (3) 在勤手当
  - イ 在勤基本手当
  - ロ 配偶者手当
  - ハ 住居手当
  - ニ 子女教育手当
- (4) 期末手当
- (5) 勤勉手当

(本俸、扶養手当、期末手当及び勤勉手当)

**第 3 条** 本俸、扶養手当、期末手当及び勤勉手当は、この規程中に特別の定めがある場合を除くほか、独立行政法人国際観光振興機構職員給与規程（平成 15 年規程第 7 号。以下「給与規程」という。）に基づいて支給し、その額は同規程に規定する本俸及び扶養手当の月額にそれぞれ 100 分の 80 を乗じて得た額とし、期末手当及び勤勉手当の額は 100 分の 80 を乗じて得た後の本俸及び扶養手当の月額に基づき算定する。

(本俸、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の支給期間)

**第 4 条** 前条に規定する本俸、扶養手当、期末手当及び勤勉手当は、第 6 条に規定する在勤基本手当の支給期間、支給する。

(在勤基本手当)

**第 5 条** 在勤基本手当は、在外職員が海外事務所において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するために支給し、その月額は、別表第 1 の定める額に従い、海外事務所の所在地及び理事長が定める号の別によって定める額とする。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、その額を減ずることができる。

- 2 前項本文の場合において、海外事務所長以外の在外職員の号を1号とすることはできない。  
(在勤基本手当の支給期間)

**第6条** 在勤基本手当は、在外職員が在勤地に到着した日の翌日から帰国（出張又は休暇のための帰国を除く。）を命ぜられて在勤地を出発する日又は新在勤地への転勤を命ぜられて旧在勤地を出発する日の前日まで（以下「在勤基本手当の支給期間」という。）支給する。

- 2 外国において新たに在外職員となった者には、その日から在勤基本手当を支給する。
- 3 在勤基本手当の支給期間中に在勤基本手当の号別に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた号別により在勤基本手当を支給する。
- 4 在外職員が退職し、又は死亡したときは、その日まで在勤基本手当を支給する。
- 5 在外基本手当の支給の期間中に本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された在外職員であって、在勤地を出発した日から在勤地に帰着する日までの期間が60日を超える者には、第1項の規定にかかわらず、60日を超える期間についての在外基本手当は、支給しない。  
(配偶者手当)

**第7条** 配偶者手当は、配偶者（在外職員を除く。）を伴う在外職員に支給し、その月額は、当該職員が現に受ける在勤基本手当の支給額の100分の20に相当する額とする。  
(配偶者手当の支給期間)

**第8条** 配偶者手当は、在勤基本手当の支給期間において在外職員の配偶者が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日（その配偶者が当該在外職員の在勤地において配偶者となった場合には、配偶者となった日）から在勤基本手当の支給期間の終了する日（その配偶者がその日の前に帰国する場合には、その配偶者が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなった場合又は死亡した場合は、配偶者でなくなった日又は死亡した日）まで、支給する。

- 2 配偶者手当の支給を受ける在外職員が退職し、又は死亡したときは、その日まで配偶者手当を支給する。ただし、配偶者手当の支給を受ける在外職員が死亡した場合において、理事長が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から180日を超えない期間に限り、当該在外職員の配偶者が帰国のため在勤地を出発する日の前日まで、引き続き当該配偶者に配偶者手当を支給することができる。

(配偶者手当の支給を受ける在外職員の扶養手当)

**第9条** 配偶者手当の支給を受ける在外職員の扶養手当は、配偶者に係る分は、支給しない。  
(住居手当)

**第10条** 住居手当は、在外職員が海外事務所において勤務するのに必要な住居費に充当するために支給し、その月額は、在外職員が居住している家具付でない住宅の1か月に要する家賃の額（別に定める額を除く）に相当する額から、別表第2に定める控除率を乗じて得た額を控除した額とする。ただし、住居手当の月額は、別表第2の定めるところに従い、海外事務所の所在地及び理事長が定める号の別によって定める額（次項において「限度額」という。）を超えないものとする。

- 2 前項ただし書（限度に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる者（次条において「配偶者等」という。）を伴う海外職員以外の者に支給する住居手当の月額の限度は、限度額の80/100に相当する額とする。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 子（主として海外職員の収入によって生計を維持している者に限る。）

(住居手当の支給期間)

**第11条** 住居手当は、在勤基本手当の支給期間、支給する。

- 2 外国において新たに在外職員となった者には、その日から住居手当を支給する。
- 3 住居手当の支給期間中に住居手当の号別に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた号別により住居手当を支給する。

- 4 住居手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、理事長の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員には、第1項の規定にかかわらず、180日以内においてその事故の存する間、従前のおり住居手当を支給することができる。
- 5 在外職員が退職し、又は死亡したときは、その日まで住居手当を支給する。ただし、在外職員が死亡した場合において、理事長が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から180日を超えない期間に限り、当該在外職員が死亡当時伴っていた配偶者等に従前の住居手当の支給額に相当する額を支給することができる。
- 6 前項ただし書の規定による配偶者等への支給の順位は、配偶者及び子の順序とし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。  
(子女教育手当)

**第12条** 子女教育手当は、在外職員の子のうち次に掲げるもので主として当該在外職員の収入によって生計を維持しているもの（以下「年少子女」という。）が本邦以外の地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給し、その月額を、年少子女1人につき8,000円とする。

- (1) 3歳以上18歳未満の子
  - (2) 18歳に達した子であって、就学する学校（年少子女の就学地における教育制度による大学又はこれに準ずる学校を除く。）において18歳に達した日に所属する学年（18歳に達した日がいずれの学年にも属さない場合には、直前に所属していた学年をいう。）の開始日から起算して1年を経過する日までの間にあるもの
- 2 在外職員の年少子女が適当な学校教育を受けるのに相当な経費を要する地として理事長が指定する地（以下この項及び第5項において「指定地」という。）に所在する海外事務所に勤務する在外職員の年少子女（6歳以上の年少子女であって学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校又は高等学校に相当するものとして理事長が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）が当該海外事務所の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額は、前項の規定にかかわらず、当該年少子女1人につき、同項の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額から自己負担額（我が国における教育に関する支出の実態等を勘案し在外職員が年少子女の教育のために自ら負担すべき額として別に定める額をいう。以下この条において同じ。）を控除した額を加算した額とする。
- (1) 在外職員の年少子女が当該在外職員の勤務する海外事務所の所在する指定地において学校教育を受ける場合にあつては、次の額のうちいずれか少ない額
    - イ 適当な学校教育を受けるのに必要な授業料その他の経費（子女教育手当の支給に関する内規（平成15年達第19号）で定める費目に係るものに限る。以下この条において「必要経費」という。）として理事長が当該在外職員の勤務する海外事務所の所在する指定地において標準的であると認定する額
    - ロ 現に要する当該年少子女に係る必要経費の額
  - (2) 在外職員の年少子女が前号に規定する指定地以外の指定地において学校教育を受ける場合にあつては、次の額のうち最も少ない額
    - イ 前号イに規定する額
    - ロ 当該年少子女が学校教育を受ける指定地における必要経費として理事長が標準的であると認定する額
    - ハ 前号ロに規定する額
- 3 在外職員の勤務する海外事務所の所在する地であつて、当該在外職員の年少子女に適当な学校教育を受けさせることができない地として理事長が定める地に所在する海外事務所に勤務する在外職員の年少子女が当該海外事務所の所在する地以外の地（本邦を除く。）において学校教育を受けるときにおける当該在外職員に支給する子女教育手当の月額は、第1項の規定にか

かわらず、当該年少子女1人につき、同項の額に、次の各号に規定する額のうちいずれか少ない額から自己負担額を控除した額を加算した額とする。

- (1) 在外職員の勤務する海外事務所の所在する地以外の地における学校教育に係る必要経費として理事長が当該年少子女の学校教育を受ける地において標準的であると認定する額
- (2) 前項第1号ロに規定する額

- 4 前2項の場合において、在外職員の年少子女が学校教育を受ける地に海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設（理事長が指定する施設に限る。）が所在し、かつ、当該年少子女が当該在外教育施設において教育を受けないことについて合理的な理由がある場合として理事長が定める場合に該当しないときは、加算される額は、15万円を限度とする。
- 5 指定地に所在する海外事務所に勤務する在外職員の年少子女（6歳未満の年少子女、又は6歳以上の年少子女であって学校教育法に規定する幼稚園に相当するものとして理事長が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。）が当該海外事務所の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額額は、第1項の規定にかかわらず、当該年少子女1人につき、同項の額に、現に要する当該年少子女に係る必要経費の額から自己負担額を控除した額を加算した額とする。この場合において、加算される額は、4万3千円を限度とする。  
（子女教育手当の支給期間）

**第13条** 子女教育手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の年少子女（次項の規定に該当するものを除く。以下この項において同じ。）が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日（在外職員の年少子女が当該在外職員の在勤地において年少子女に該当することとなった者である場合にあっては、年少子女に該当することとなった日）から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その年少子女がその日の前に帰国する場合（その地を出発する日からその地に到着する日までの期間が60日以内である場合を除く。）にあってはその年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その年少子女がその日の前に年少子女に該当しないこととなった場合又は死亡した場合にあっては年少子女に該当しないこととなった日又は死亡した日）まで、支給する。ただし、その期間が60日以内である場合は、この限りでない。

- 2 在外職員の年少子女が当該在外職員の在勤地及び本邦以外の地において学校教育その他の教育を受ける場合には、その地において当該教育を受けることにつき相当の事情があると理事長が認める場合に限り、前項の規定に準じて理事長が定めるところにより、当該在外職員に子女教育手当を支給する。
- 3 子女教育手当を受ける在外職員が退職し、又は死亡したときは、その日まで子女教育手当を支給する。
- 4 前3項に定めるもののほか、第1項ただし書の期間がやむを得ない事情により60日以内の期間にとどまることとなった場合の子女教育手当の支給期間の特例その他子女教育手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。  
（給与の支給方法）

**第14条** 本俸、扶養手当及び在勤手当は、毎月17日（ただし、その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日とし、15日より前に繰り上げとなる場合は、17日よりあとの最も近い休日でない日）に支払い、期末手当及び勤勉手当は、給与規程に定める日に支給する。ただし、在勤国の法令等に基づいて、支払日の定めがある場合は、その定める日に支給する。

- 2 本俸、扶養手当、在勤手当、期末手当及び勤勉手当は、前項に規定する支給日までに、東京における為替相場により在勤国の通貨又は外国為替取引に関する事情等を考慮して理事長が指定する国の通貨に換算して送金する。なお、住居手当の支給方法については、これを別に定める。
- 3 前項の規定により当該外国通貨に換算する場合において、当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

4 第2項の規定にかかわらず、同項に定める給与の支給は、当該職員が指定する者に本邦通貨をもって行うことができる。この場合において、給与が在勤手当の場合には、理事長の承認を要するものとする。

(本俸、扶養手当及び在勤手当の支払)

**第15条** 本俸、扶養手当及び在勤手当の計算期間は、月の1日から月の末日までとする。

2 本俸、扶養手当及び在勤手当の月額が月の中途において変更（新たに支給され又は支給されなくなる場合を含む。）されたときは、当該計算期間の現日数を基礎として日割によって算出された額をそれぞれの月の本俸、扶養手当及び在勤手当の月額とする。

(公租公課の支給)

**第16条** 在外職員がその在勤地の法令に基づいてその給与について公租公課を課せられたときは、その者に対しその全額を支給する。

(端数処理)

**第17条** 在勤手当については、この規程の規定により計算した金額に端数を生じたときは、その端数金額は切り捨てる。

(実施に関し必要な事項)

**第18条** この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

2 在外職員の給与及び号俸に関する規程（昭和39年国際観光振興会規程第17号）は、廃止する。

3 機構設立の際、国際観光振興会（以下「振興会」という。）の職員であったもので、引き続き、この規定の適用を受ける在外職員となった者が平成15年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住する場合、その者に支給する住居手当の月額については、第10条の規定にかかわらず、当該家賃の額に別表第2に定める控除額を乗じて得た額を控除しないこととする。

**附 則**（平成15年11月27日規程第32号）

(施行期日)

この規程は、平成15年11月27日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

**附 則**（平成15年12月26日規程第33号）

(施行期日)

この規程は、平成16年1月1日から施行する。ただし、別表第1中、トロントについては、平成15年10月1日から適用する。

**附 則**（平成16年3月31日規程第45号）

(施行期日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**（平成16年6月14日規程第2号）

(施行期日)

この規程は、平成16年6月15日から施行する。

**附 則**（平成16年12月2日規程第5号）

(施行期日)

この規程は、平成16年12月2日から施行し、平成16年8月1日から適用する。

**附 則**（平成17年3月31日規程第13号）

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、改正後の第14条第2項の規定は、平成17年5月1日から施行する。

2 バンコク観光宣伝事務所に勤務する職員であって、平成17年3月31日において居住していた住宅に引き続き居住している者の住居手当の月額に係る限度額については、第10条の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする。

**附 則** (平成18年1月17日規程第2号)

(施行期日)

この規程は、平成18年1月17日から施行し、改正後の別表第1は、平成17年8月1日から適用する。

**附 則** (平成18年1月27日規程第5号)

この規程は、平成18年2月1日から施行する。

**附 則** (平成18年3月31日規程第15号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成18年4月6日規程第24号)

1 この規程は、平成18年4月6日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

2 北京観光宣伝事務所、上海観光宣伝事務所及びシンガポール観光宣伝事務所に勤務する職員であって、平成18年3月31日において居住していた住宅に引き続き居住している者の住居手当の月額に係る限度額については、第10条の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする。

**附 則** (平成18年8月31日規程第32号)

この規程は、平成18年8月31日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

**附 則** (平成19年3月30日規程第13号)

この規程は、平成19年3月30日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

**附 則** (平成19年4月9日規程第15号)

この規程は、平成19年4月9日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

**附 則** (平成19年6月22日規程第18号)

この規程は、平成19年6月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

**附 則** (平成20年3月26日規程第3号)

この規程は、平成20年3月26日から施行し、改正後の別表第1は平成19年8月1日から適用する。

**附 則** (平成20年4月14日規程第32号)

この規程は、平成20年4月14日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

**附 則** (平成20年6月9日規程第34号)

この規程は、平成20年6月9日から施行し、改正後の別表第1は平成20年4月1日から適用する。

**附 則** (平成20年8月27日規程第36号)

この規程は、平成20年8月27日から施行し、改正後の別表第1は平成20年8月1日から適用する。

**附 則** (平成20年11月17日規程第38号)

この規程は、平成20年11月17日から施行し、改正後の別表第1は平成20年8月1日から適用する。

**附 則** (平成21年1月14日規程第1号)

この規程は、平成21年1月14日から施行し、改正後の別表第1は平成21年1月1日から適用する。

**附 則** (平成21年4月22日規程第14号)

この規程は、平成21年4月22日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

**附 則** (平成21年8月19日規程第17号)

この規程は、平成21年8月19日から施行し、平成21年8月1日から適用する。

**附 則** (平成21年11月9日規程第18号)

この規程は、平成21年11月9日から施行し、平成21年11月1日から適用する。

**附 則** (平成 21 年 12 月 22 日規程第 33 号)

この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 21 年 12 月 28 日規程第 39 号)

この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 22 年 3 月 31 日規程第 4 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 22 年 7 月 30 日規程第 7 号)

この規程は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 22 年 10 月 29 日規程第 13 号)

この規程は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 23 年 3 月 31 日規程第 5 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 23 年 11 月 22 日規程第 8 号)

この規程は、平成 23 年 11 月 22 日から施行し、改正後の別表 1 は平成 23 年 4 月 1 日から、第 12 条の規定は平成 23 年 5 月 1 日から適用する。

**附 則** (平成 23 年 11 月 29 日規程第 10 号)

この規程は、平成 23 年 11 月 29 日から施行し、平成 23 年 8 月 1 日から適用する。

**附 則** (平成 23 年 11 月 29 日規程第 11 号)

この規程は、平成 23 年 11 月 29 日から施行し、平成 23 年 11 月 1 日から適用する。

**附 則** (平成 23 年 12 月 27 日規程第 12 号)

この規程は、平成 23 年 12 月 27 日から施行し、平成 24 年 1 月 1 日から適用する。

**附 則** (平成 24 年 4 月 9 日規程第 27 号)

1 この規程は、平成 24 年 4 月 9 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

2 上海事務所勤務する職員であって、平成 24 年 3 月 31 日において居住していた住宅に引き続き居住している者の住居手当の月額に係る限度額については、第 10 条の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする。

**附 則** (平成 24 年 7 月 31 日規程第 33 号)

この規程は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 24 年 10 月 12 日規程第 34 号)

この規程は、平成 24 年 10 月 12 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則** (平成 25 年 4 月 1 日規程第 8 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 25 年 6 月 28 日規程第 12 号)

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則** (平成 25 年 9 月 2 日規程第 13 号)

この規程は、平成 25 年 9 月 11 日から施行する。

**附 則** (平成 25 年 11 月 21 日規程第 18 号)

この規程は、平成 25 年 11 月 21 日から施行する。

**附 則** (平成 26 年 3 月 7 日規程第 1 号)

この規程は、平成 26 年 3 月 7 日から施行し、平成 25 年 8 月 1 日から適用する。

**附 則** (平成 26 年 3 月 31 日規程第 6 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 26 年 6 月 5 日規程第 8 号)

この規程は、平成 26 年 6 月 5 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則** (平成 26 年 9 月 30 日規程第 14 号)

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行し、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。

**附 則** (平成 27 年 3 月 3 日規程第 1 号)

この規程は、平成 27 年 3 月 3 日から施行し、平成 26 年 8 月 1 日から適用する。



**附 則** (平成 27 年 3 月 31 日規程第 34 号)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日において住居手当の支給を受けている者については、当該住居手当の認定期間が満了するまでの間は、改正前の規程により家賃の額を算定する。

**附 則** (平成 27 年 4 月 22 日規程第 40 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 22 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則** (平成 27 年 10 月 28 日規程第 44 号)

この規程は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 27 年 12 月 25 日規程第 48 号)

- 1 この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行し、改正後の別表 1 (シドニー事務所及びトロント事務所を除く) は平成 27 年 8 月 1 日から適用する。

**附 則** (平成 28 年 5 月 16 日規程第 20 号)

この規程は、平成 28 年 5 月 16 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則** (平成 28 年 8 月 25 日規程第 24 号)

この規程は、平成 28 年 8 月 25 日から施行し、平成 28 年 8 月 1 日から適用する。

**附 則** (平成 28 年 10 月 28 日規程第 25 号)

この規程は、平成 28 年 10 月 31 日から施行する。

**附 則** (平成 28 年 11 月 25 日規程第 29 号)

この規程は、平成 28 年 11 月 25 日から施行し、平成 28 年 11 月 1 日から適用する。

**附 則** (平成 28 年 11 月 29 日規程第 415 号)

この規程は、平成 28 年 11 月 30 日から施行する。ただし、別表第 1 及び別表第 2 中、モスクワについては平成 28 年 12 月 1 日、マドリードについては平成 28 年 12 月 16 日から施行する。

**附 則** (平成 29 年 1 月 27 日規程第 2 号)

この規程は、平成 29 年 1 月 27 日から施行し、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。ただし、別表第 1 及び別表第 2 中、ハノイについては、平成 29 年 1 月 31 日から施行する。

**附 則** (平成 29 年 3 月 13 日規程第 7 号)

この規程は、平成 29 年 3 月 20 日から施行する。ただし、別表第 1 及び別表第 2 中、マニラについては、平成 29 年 3 月 22 日から施行する。

**附 則** (平成 29 年 4 月 18 日規程第 18 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 18 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則** (平成 29 年 8 月 9 日規程第 23 号)

この規程は、平成 29 年 8 月 9 日から施行し、平成 29 年 8 月 1 日から適用する。

**附 則** (平成 29 年 11 月 27 日規程第 32 号)

この規程は、平成 29 年 11 月 27 日から施行し、平成 29 年 11 月 1 日から適用する。

**附 則** (平成 30 年 4 月 9 日規程第 11 号)

この規程は、平成 30 年 4 月 9 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則** (平成 30 年 8 月 22 日規程第 48 号)

この規程は、平成 30 年 8 月 22 日から施行し、平成 30 年 8 月 1 日から適用する。

**附 則** (平成 30 年 11 月 22 日規程第 54 号)

この規程は、平成 30 年 11 月 22 日から施行し、平成 30 年 11 月 1 日から適用する。

**附 則** (平成 31 年 3 月 29 日規程第 7 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 31 年 4 月 16 日規程第 13 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 16 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則** (令和元年 8 月 21 日規程第 20 号)

この規程は、令和元年 8 月 26 日から施行する。

**附 則** (令和元年 11 月 12 日規程第 24 号)

この規程は、令和元年 11 月 12 日から施行し、令和元年 11 月 1 日から適用する。

**附 則** (令和 2 年 4 月 22 日規程第 12 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 22 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則** (令和 2 年 10 月 1 日規程第 20 号)

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則** (令和 2 年 12 月 7 日規程第 21 号)

この規程は、令和 2 年 12 月 7 日から施行し、令和 2 年 12 月 4 日から適用する。

**附 則** (令和 3 年 3 月 31 日規程第 1 号)

- 1 この規程は、令和 3 年 3 月 31 日から施行し、令和 2 年 8 月 1 日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の別表第 1 から別表第 1 の 3 の在勤基本手当の額が、令和 2 年規程第 12 号、令和 2 年規程第 20 号及び令和 2 年規程第 21 号における各別表第 1 において対応する額を下回る場合、改正前のそれぞれの規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

**附 則** (令和 3 年 5 月 11 日規程第 7 号)

- 1 この規程は、令和 3 年 5 月 11 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の令和 3 年規程第 1 号（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づいて支給された在勤基本手当及び住居手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当及び住居手当の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の在勤基本手当及び住居手当の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当及び住居手当は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

**附 則** (令和 4 年 2 月 8 日規程第 2 号)

- 1 この規程は、令和 4 年 2 月 8 日から施行し、令和 4 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の令和 3 年規程第 7 号の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。

**附 則** (令和 4 年 6 月 24 日規程第 16 号)

- 1 この規程は、令和 4 年 6 月 24 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の令和 4 年規程第 2 号（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

別表第1（第5条関係）

在勤基本手当の月額  
（令和4年4月1日）

所在地	1号	2号		3号	4号	5号	6号	7号
		甲	乙					
ソウル	507,100	475,400	442,100	422,600	369,700	316,900	274,700	253,500
北京	586,300	550,800	512,200	491,600	432,400	373,200	325,800	302,100
広州	547,400	513,200	477,300	456,100	399,200	342,100	296,500	273,700
上海	597,600	560,300	521,000	498,000	435,700	373,500	323,600	298,800
香港	654,000	613,200	570,200	545,000	476,900	408,800	354,200	327,100
台北	654,000	613,200	570,200	545,000	476,900	408,800	354,200	327,100
デリー	540,900	513,400	477,400	467,300	421,300	375,200	338,400	320,000
ジャカルタ	429,100	403,700	375,400	361,200	318,700	276,200	242,300	225,300
シンガポール	530,700	497,500	462,700	442,300	387,000	331,700	287,500	265,300
バンコク	474,200	444,600	413,500	395,200	345,800	296,400	256,900	237,200
マニラ	441,300	414,800	385,800	370,700	326,600	282,500	247,200	229,600
ハノイ	421,900	397,100	369,300	355,700	314,300	272,900	239,800	223,200
クアラルンプール	419,700	393,500	365,900	349,700	306,000	262,400	227,300	209,900
シドニー	458,000	429,400	399,300	381,700	334,000	286,300	248,100	229,100
ニューヨーク	593,100	556,100	517,200	494,300	432,500	370,700	321,300	296,600
ロサンゼルス	580,100	544,000	505,900	483,500	423,100	362,600	314,300	290,100
トロント	481,600	451,400	419,800	401,300	351,200	301,000	260,800	240,800
メキシコ	483,800	454,700	422,900	406,200	357,700	309,200	270,300	250,900
ローマ	482,800	452,600	420,900	402,300	352,000	301,800	261,500	241,400
ロンドン	544,400	510,400	474,700	453,700	397,000	340,300	294,900	272,300
マドリード	462,300	433,400	403,100	385,300	337,100	289,000	250,500	231,200
フランクフルト	481,900	451,800	420,200	401,600	351,400	301,200	261,000	240,900
パリ	494,600	463,800	431,300	412,200	360,700	309,200	267,900	247,300
モスクワ	495,200	465,300	432,700	415,600	365,900	316,300	276,500	256,600
ドバイ	548,600	514,300	478,300	457,100	400,000	342,800	297,100	274,200

別表第2（第10条関係）

住居手当の月額の限度額  
（令和4年4月1日）

所在地	単位	控除率	1号	2号		3号	4号	5号
				甲	乙			
ソウル	ウォン	16.4%	3,830,487	3,388,508	3,151,313	2,946,529	2,651,876	2,357,223
北京	アメリカ合衆国ドル	10.4%	5,390	4,768	4,434	4,146	3,731	3,317
広州	アメリカ合衆国ドル	12.1%	4,621	4,087	3,801	3,554	3,199	2,843
上海	アメリカ合衆国ドル	11.4%	4,886	4,322	4,019	3,758	3,382	3,382
香港	香港ドル	7.6%	56,760	50,211	46,696	43,662	39,296	34,929
台湾	アメリカ合衆国ドル	20.8%	2,679	2,372	2,205	2,061	1,854	1,547
デリー	インド・ルピー	20.9%	197,577	174,779	162,545	151,982	136,784	121,586
ジャカルタ	アメリカ合衆国ドル	15.0%	3,723	3,293	3,063	2,864	2,578	2,578
シンガポール	シンガポール・ドル	9.3%	8,066	7,135	6,636	6,205	5,585	4,964
バンコク	タイ・バーツ	16.1%	108,580	96,051	89,327	83,523	75,171	66,818
マニラ	アメリカ合衆国ドル	18.7%	2,980	2,636	2,452	2,292	2,063	1,834
ハノイ	アメリカ合衆国ドル	12.0%	4,668	4,130	3,841	3,591	3,232	2,873
クアラルンプール	マレーシア・リングギ	35.7%	6,494	5,746	5,343	4,996	4,496	3,997
シドニー	オーストラリア・ドル	15.5%	4,812	4,257	3,959	3,702	3,332	2,961
ニューヨーク	アメリカ合衆国ドル	9.9%	5,652	5,000	4,650	4,348	3,913	3,479
ロサンゼルス	アメリカ合衆国ドル	16.4%	3,404	3,011	2,800	2,618	2,356	2,094
トロント	カナダ・ドル	24.2%	2,924	2,587	2,406	2,249	2,024	1,799
メキシコ	アメリカ合衆国ドル	19.0%	2,943	2,603	2,421	2,264	2,038	1,811
ローマ	ユーロ	22.5%	2,090	1,849	1,719	1,607	1,446	1,286
ロンドン	スターリング・ポンド	14.2%	2,883	2,551	2,372	2,218	1,996	1,774
マドリード	ユーロ	21.2%	2,218	1,961	1,824	1,706	1,535	1,364
フランクフルト	ユーロ	20.6%	2,290	2,026	1,884	1,761	1,585	1,409
パリ	ユーロ	15.7%	2,992	2,647	2,462	2,301	2,071	1,841
モスクワ	アメリカ合衆国ドル	8.7%	6,448	5,704	5,305	4,960	4,464	3,968
ドバイ	アラブ首長国連邦ディルハム	11.3%	18,318	16,204	15,069	14,090	12,681	11,273